

公 告

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結について

次のとおり公告します。

平成31年 2月 6日

九州地方整備局

遠賀川河川事務所長 大野 良徳

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

この協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間において、堤防決壊等の大規模災害の発生若しくは災害の発生が予想される場合、緊急的に処置の必要な箇所の見見（洪水時等河川巡視）や緊急的に操作が必要な樋門・樋管についての操作（洪水時樋門・樋管巡視）、及び遠賀川河川事務所の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその対応方法も定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

(3) 基本協定期間

基本協定の区間は、各出張所の管内を基本とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から命令があった場合は、協定締結者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施することがある。

なお、各出張所の管内における基本協定の締結業者は、5～10社程度とする。

(4) 基本協定期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

なお、本協定は継続される場合がある。

(5) 基本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策・対応工事を実施する際の工事実施体制、工事の施工実績、災害協定の実績等に関する技術資料を総合的に評価して選定する評価方式である。

なお、協定期間については、評価結果及び本店の所在地等から遠賀川河川事務所にて決定する。

(6) 基本協定の継続について（平成32年度以降の協定手続き）

- ① 平成32年度以降の「遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定」は、協定締結者の継続希望及び遠賀川河川事務所が実施する継続審査の結果を踏まえて協定を継続することができる。
 - ② 平成31年度に基本協定を締結している者が、基本協定の継続を希望する場合には、協定期間満了前の2月1日（平成32年度の場合は平成32年2月1日）までに、2.基本協定締結のために必要な要件の確認、及び協定説明書に示す評価項目と評価基準により評価を行うため、協定説明書に示す様式を担当部局に提出することにより、基本協定継続の意思があるものと見なす。
 - ③ 平成32年度以降も新規協定締結希望者の募集を行う。
 - ④ 新規希望者と継続希望者が多数の場合には、提出された資料を評価し、継続できないこともある。この場合、3月1日までに連絡する。
 - ⑤ 継続・新規協定締結に選定された者については、遠賀川河川事務所のホームページにて協定書有効期限とともに公表することとする。
- (7) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たって、関係法令等を遵守するものとする。
- 基本協定を締結する時点において法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、基本協定に基づき工事請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。
- なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に加入する方式、または直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。
- (8) 基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないこととする。
- (9) 基本協定（案）は、別添-1のとおりである。

2. 基本協定締結のために必要な要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成31年4月1日時点において受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、平成31年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。

また、基本協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格を失効したときは、失効した日を

もって当該協定を無効とする。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 基本協定に基づく応急対策に対応する工事実施体制（建設資機材等含む。）を確保できること。
- (5) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から基本協定締結日までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 九州地方整備局の管轄区域のうち、飯塚市、嘉麻市、桂川町、田川市、川崎町、添田町、大任町、赤村、香春町、糸田町、福智町、直方市、小竹町、宮若市、北九州市八幡西区、中間市、鞍手町、遠賀町、水巻町、芦屋町、岡垣町に建設業法に基づく主たる営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の総合的な評価に関する事項等

- (1) 協定説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。
- (2) 基本協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、平成31年3月11日（月）を予定している。
- (3) 基本協定締結の期日については、平成31年3月27日（水）を予定している。

4. 基本協定締結に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1番1号

国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 工務課

工務課長（内線311）、工務第二係長（内線314）

電話 0949-22-1830 FAX 0949-22-1855

(2) 協定説明書の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間：平成31年2月6日（水）から平成31年2月20日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。
- ②交付場所：上記（1）に同じ
- ③交付方法：手渡しにより交付する。（※遠賀川河川事務所HPより入手できます。）

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：平成31年2月6日（水）から平成31年2月20日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。
- ②提出場所：上記（1）に同じ

③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とする。
- (4) 基本協定締結後は、一般土木工事、維持修繕工事の業種において、総合評価入札制度の評価対象となる。
- (5) 洪水時等河川巡視については、基本協定に基づく単価より実績に応じ精算する。
- (6) 申請書の作成要領、評価及び決定方法等の詳細については、協定説明書による。